

不要医療機器（手術用顕微鏡・超音波診断装置等）の売却仕様書

昭和病院企業団における不要医療機器（手術用顕微鏡・超音波診断装置等）の売却について、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 目的

安全かつ確実な診療環境整備のため、不要医療機器の売払いを実施することを目的とする。

2 売払物件（対象装置及び数量等）

別添「売払物件内訳書」のとおりとする。

3 売払条件

- （１）売払物件は現状有姿により引き渡すものとする。
- （２）病院は売払物件の性能、品質、耐用年数、商品価値その他一切について保証しない。
- （３）売払物件の引渡し後に故障、欠品、経年劣化その他の不適合が判明した場合であっても、病院は契約不適合責任その他一切の責任を負わないものとする。
- （４）落札者は、別添「売払物件内訳書」に記載の全ての物件を対象とし、原則としてその全量を引渡し場所から搬出しなければならない。
- （５）落札者は、自らの都合により特定の物件のみを抽出して引き取ることはできず、引取拒否も認めない。

4 現場及び現物確認

- （１）事前に病院担当者へ連絡のうえ現物確認を行うことができる。
- （２）現物確認を行わなかったことを理由として、契約締結後に異議申立てを行うことはできない。
- （３）売払物件の確認については病院内で行うものとし、院外への持ち出しは認めない。

5 入札参加資格

次の全ての条件を満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （３）高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を有している者であること。

- (4) 古物商許可を有している者であること。
- (5) 暴力団排除要件を満たしている者であること。
- (6) 過去5年以内に中古医療機器の売買又は買取実績を有する者であること。

6 落札者の決定

予定価格以上で最も高い価格を提示した者を落札者とする。

7 履行期間

契約日から令和8年9月30日まで

8 引渡し、搬出

- (1) 搬出、積込、運搬、養生、安全管理及び原状回復に要する費用等本件取引に係る必要費用は全て落札者の負担とする。
- (2) 病院運営に支障を与えない日時に搬出を行うこと。
- (3) 施設等を毀損した場合は落札者負担で原状回復すること。

9 引渡し場所及び日時

東京都小平市花小金井8丁目1番1号 公立昭和病院

上記場所内における昭和病院企業団が指定した場所及び日時

10 個人情報及びデータ消去

- (1) 患者情報その他の電子情報については落札者の責任で復元不可能な方法により消去すること。
- (2) 病院が求めた場合はデータ消去証明書を提出すること。
- (3) 情報漏えい等が発生した場合は落札者の責任において対応すること。

11 法令遵守

落札者は薬機法、個人情報保護法、古物営業法その他関係法令を遵守すること。

12 所有権の移転

売払代金の納付完了後に所有権を移転する。

13 その他、留意事項

- (1) 契約締結後は見積誤り等を理由とする契約金額の変更は認めない。
- (2) 再販売、輸出その他の処分については落札者の責任において行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は双方協議のうえ決定する。